

裁判所は公正な判断を

地位確認求める武生信金・大阪シティ信金の仲間への支援を

金融労連では、現在、渡島信金・武生信金、それに加えて、自主解決に背を向けた大阪シティ信金に対して、不当解雇の撤回を求めた裁判が闘われています。

近畿地協では、このうち大阪市内に本店を有する大阪シティ信金を相手どった裁判を当該地協として解決に向けて取り組んでいます。

続く不当判決

9月14日には、経営者の不正融資を公益通報しようとした組合役員2名に対する不当解雇の撤回を求めた武生信金裁判の控訴審(名古屋高裁金沢支部)で、一審に続き労働者の請求を全面棄却する信じられない不当判決が出され、9月16日には、沖縄辺野古新基地訴訟で、福岡高裁那覇支部は「沖縄県が国の是正指示に従わないのは違法」とする不当判決を出しました。

ふたつの判決は、「公益通報ではなかった」とする会社側の主張、「軍事上必要」とする国側の主張だけを追認する、企業や国の言い分を追認するだけのきわめて偏った「結論ありき」の判断であり、いずれも最高裁に上告して闘われることになっています。

運動での支援強化を

先の金融労連定期全国大会で、沖縄の仲間が「沖縄の闘いに対して、本土との温度差を感じる」と発言されたり、武生の仲間が「まさか自分の職場で解雇が起こるとは思わなかった」と述懐しているように、決して、これらの闘いを「他人事」と考えないで、自らの問題として、運動面でも支援していくことが求められています。

両判決を見る限り「裁判所が公正な判断を行う所」というのは「幻想」に過ぎません。

いま、武生の仲間を財政的にも支援するため、「支援する会」が作られ、会員を広げています。

近畿からも会への加入が広がりつつありますが、まだまだ組合幹部段階での会員拡大にとどまっています。

個人会員(年会費1口1千円)を大きく広げていくこ



とは、闘う仲間への物心両面での大きな激励になることから、ひとまわり大きな取り組みが求められています。

近畿地協第11回定期大会のご案内

日時 2016年10月22日(土)

11時～16時

場所 京都市「ホテル本能寺」

- 議題
- 一、2016年度たたかいの総括
 - 一、2017年度運動方針
 - 一、決算・予算
 - 一、役員選挙
 - 一、その他

マイナス金利の弊害拡大

預金手数料・口座管理手数料等の導入反対

今年の2月16日に始められたマイナス金利が金融機関の経営にも悪影響を与え、今年の春闘での賃上げにも冷水を浴びせました。

そもそも、100万円を定期預金に1年間預けて、たった100円の利息しかつかない異常な低金利政策を長い間、続けてきても景気の回復に何ら効果がなかったのに、苦しまぎれにマイナス金利にまで踏み込んでしまったというのが、多くの人の見方です。

全銀協会長は、「マイナス金利による銀行の収益悪化で、金融仲介機能が低下し、実体経済に悪影響を及ぼしかねない」と懸念を示し、日銀がマイナス金利拡大

に踏み切った場合、口座維持手数料の形で顧客にも負担を求める必要が出てくるかどうか検討しないといけない可能性もある」と語っています。

事実、預金と貸出金の利ざやが低下し、金融機関の本業での収益は減少しています。国内より海外事業を拡大して、比較的影響が少ないといわれている大手銀行からも、懸念が示されているマイナス金利、地域金融機関にとっては死活問題です。

金融機関や預金者に犠牲を強いるマイナス金利政策の全面的な見直しは急務です。

★最低賃金 25円増の823円に

2016年度の最低賃金改定が25円増の823円(全国加重平均)となり、10月1日から実施されます。

全労連による全国各地の最低生計費調査によると、生活するには年額250万円～300万円、時給1500円程度が必要だという結果になっています。

近畿の最低賃金改定状況

都道府県	改定前	改定後	引上げ額
滋賀	764円	788円	24円
京都	807円	831円	24円
大阪	858円	883円	25円
兵庫	794円	819円	25円
奈良	740円	762円	22円
和歌山	731円	753円	22円
全国加重平均	798円	823円	25円

最高額の東京都の932円で法定労働時間の上限とされる月平均173.8時間働いても月161,982円・年額約194万円で年収200万円に届きません。

日本経済を立て直すには、中小企業への直接支援とセットに「今すぐどこでも1,000円にして、1500円をめざす」ことが急務です。

「これでいいの？」職場での疑問

労働組合の会議で、いろいろ出された職場の疑問を紹介します。皆さんは、どう思われますか

●ストレスチェックの回答書の提出にあたって「封緘はしないで提出して下さい」と言われました。他の人から見られてしまうと思うのですが……

●ストレスチェックで正直に記入したら、産業医の面接に行くよう言われました。命令されたのに「自分の年次有給休暇を使え」とは少し納得がいきません。

●女性は、本来「靴下は職場で履くべきものではない。ストッキング着用が原則」と身だしなみチェックで言われました。他の会社もそうなんですか？私は冷え性なのでストッキングの上から靴下を履かないと足元が冷えてしまうのですが……

●肌が化粧品に負けてしまうので、ノーメイクで仕事をしていたら、身だしなみチェックの時に「なぜ化粧をしないのか」と注意されました。社員の健康より、外見のほうが大事なのかと悲しくなりました。

事業譲渡指針9月から施行

厚労省労働基準局長名で「事業譲渡指針」が9月から施行されています。事業譲渡や合併など、近年広がる企業再編で、そこで働く人を保護するためのガイドラインです。法律上の強制力はありませんが、働く者や職場を食い物にする企業再編を許さないためにも積極的な活用が期待されています。事業譲渡の場合、労働者を守るルールがこれまではありませんでした。

指針は、労働組合や対象労働者との事前協議を奨励。譲渡先企業の団体交渉に応じる義務の可能性も指摘しています。

このガイドラインがもっと早くできていたら、不信金・船橋信金・信組大阪弘容などの労働者の雇用や権利を守る闘いは、大きな成果をあげていたことは間違いありません。これらの労働者の人生をかけた闘いがようやく実を結んできたとも言えそうです。

2017年度金融労連近畿地協役員選挙告示

選挙管理委員長 四方敏之

2017年度金融労連近畿地協役員選挙について下記の通り告示します。

記

- 一、投票日 2016年10月22日(土)
- 一、場所 近畿地協第11回定期大会会場
- 一、定員 議長 1名
副議長 4名
事務局長 1名
事務局次長 2名
会計監事 2名

一、立候補締め切り 10月22日(土)正午

一、文書をもって選挙管理委員長宛届け出ること